

支援金について

一般社団法人全国治水砂防協会

一般社団法人全国治水砂防協会（以下、「砂防協会」という）は、砂防事業に対する理解を深め、また土砂災害防止に関する意識を向上させることを目的に実施される砂防人材育成に係る研修等で砂防協会が認めたもの（以下、「助成対象研修」という）への参加学生（以下、「参加学生」という）に対し、現地における活動を支援するために、参加に伴い発生する費用の全額または一部（以下、「支援金」という）を助成します。具体的な金額については下記（1）をご確認ください。

なお令和8年度は、特定非営利活動法人土砂災害防止広報センター（以下、「支援金担当」という）に、支援金の助成に係る業務を委託しています。

（1） 支援金の性格と1日あたりの助成額

支援金は参加学生の活動を支援するため、参加日1日あたり定額で助成するものであり、助成対象研修への参加にかかる費用全ての支払いを担保するものではありません。

1) 宿泊を伴う助成対象研修の場合

1日あたり7,000円（計算例 4泊5日の場合：7,000円×5日＝35,000円）

2) 宿泊を伴わない助成対象研修の場合

参加費相当額（ただし、集合場所までの旅費交通費は含まない）

（2） 支援金の請求方法

- 1) 助成対象研修修了後に、研修実施機関から参加学生に「修了証又は参加証」を発行します。参加学生は、事業修了後1週間以内に「支援金送金依頼書(様式1)」に必要事項を記入のうえ、「修了証又は参加証」の写しおよびアンケートを実施した研修においては「アンケート回答用紙の写し」を添えて送金依頼書に記載された支援金担当にメールにより提出してください。

なお、やむを得ない事情を除き、支援金は必ず参加学生本人が受給してください。

- 2) 参加学生からの「支援金送金依頼書(様式1)」、「修了証」又は「参加証」の写しおよび「アンケート回答用紙の写し」の提出を受けて、支援金担当から参加学生宛に事前にメール等で連絡のうえ、送金依頼書に記載の口座に送金します。
- 3) 参加学生は、支援金受領後1週間以内に「支援金受領書(様式2)」に記入の上、PDFまたは撮影した画像データを支援金担当にメールにより提出してください。

（3） 助成対象研修がキャンセルになった場合の支援金の取り扱い

助成対象研修が研修実施機関の都合で中止になった場合で、宿泊費等のキャンセル料が発生した場合には、(2)で定める助成額（1日あたり助成額×参加予定日数）かキャンセル料のいずれか低い額について、証拠書類をもとに助成します。具体的な請求方法は中止の通知を受けてから1週間以内に支援金担当にご確認ください。